

第3回合併協議会の結果報告

第3回協議会で協議・報告した内容と、委員から出された主な意見等をお知らせします。

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて(継続協議)

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて(継続協議)

< 協議第18号 >

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

< 協議第27号 >

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

報告・意見

経済部会長 第1回から継続協議となつて以降、委員及び各商工会長と話し合いの場を持たせていただき、両協議案文の解釈に関してご説明をさせていただいたところ、原文案でよろしいとのご理解をいただいたことを報告する。

津久井町委員 両協議案文については、私どもで要望している各商工会の存続の趣旨がこの原案に含まれているということを十分理解したので承認する。

原案どおり決定

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について(継続協議)

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、合併後5年を目途に検討

する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

主な意見

津久井町委員 地域協議会委員の重要性から、任期を4年にしてはどうかと提案したが、持ち帰って検討した結果、再任されると8年・12年の長期となるケースが想定されることなどから、提案どおり了承することとする。

相模湖町委員 「都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるとき」とあるが、地域自治区に影響を及ぼす場合には期間を延長する、という意味であると考えていいのか。

企画部会長 議会の議決をもって、条項(地域自治区の設置期間)を変更するという考え方である。

相模湖町委員 結果的に5年以内に都市内分権がまとまらなかった場合、検討・調査を続けていくのか、取り止めることになるのか。

企画部会長 まとまらなかった場合や取りやめることは考えていない。地域のまちづくりと、それに対する行政体制をどうするかについては、今の相模原市にとっても大きな課題である。地域自治区よりも発展した形で都市内分権を進め、新市として一体の制度にしたい。

原案どおり決定

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて(修正協議)

下線部分が修正箇所

一部事務組合の取扱い

(1) 津久井郡広域行政組合

津久井町及び相模湖町は、その加入している津久井郡広域行政組合について、合併の期日の前日をもって解散する方向で調整する。
なお、津久井郡広域行政組合が行っている業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。

(2) 相模湖モーターボート競走組合
津久井町及び相模湖町が加入している相模湖モーターボート競走組合については、平成17年3月31日をもって解散することを確認する。

(3) 神奈川県市町村職員退職手当組合
津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

主な意見

相模原市委員 広域行政組合については、解散できなかった場合はどのような結果になるのか。

事務局 解散協議がされているが、仮に解散協議が調わなかった場合は、城山町と藤野町の2町で組合を存続することになる。藤野町も合併に加わる場合には、城山町1町だけが残ることになり、組合は自動的に解散となる。

その場合、組合の財産をどうするかが課題となる。ただし、全国的には解散しなかったという例は聞いていない。

相模原市委員 4町での合併を目指すと言うからには、城山町・藤野町について、合併しない場合でも支障がないようにすべきである。協議の文言についても「住民サービスに支障をきたさない」ことの対象が、4町の住民であると明確に読めるように修正すべきである。事務局 広域行政組合が行っている業務に関する事なので、4町にかかることであり、各町の住民サービスに支障をきたさないように対応していく。

異議なく決定

報告第11号 各市町における住民説明会及びパブリック・コメント(相模原市実施)における意見について

< 住民説明会の開催結果 >

各市、町の説明会における主な意見について報告しました(主な意見については、本紙第2号に掲載しています)。

Table with 4 columns: 区分, 開催期間, 回数, 参加者総数. Rows for 相模原市, 津久井町, 相模湖町.

< 津久井町及び相模湖町との合併についてのパブリック・コメントの結果 >
相模原市が実施したパブリック・コメントの結果について報告しました。

実施概要

- 1 募集期間 平成17年2月18日(金)から3月9日(水)まで
2 意見提出状況 165人(402件)
3 意見の内訳(同じ内容の意見は集約した)

Table with 2 columns: 項目, 件数. Rows for 1. 津久井地域との合併について, 2. 住民意向の把握について, 3. 財政及び財政支援措置について, 4. まちづくりについて, 5. その他, 合計.

提出された主な意見と市としての考え方

提出されたご意見と市としての考え方のうち、主なものを抽出して掲載しています。全文は、市ホームページか、広域行政推進課、各出張所、各公民館、行政資料コーナーでご覧いただけます。

1. 津久井地域との合併について

A 1市2町の合併について

元々津久井郡4町から申し入れがあった話を4町内で足並みが揃わないのであれば、立ち止まる、または、白紙に戻した方が良い。

城山町を含めた1市3町、藤野町との1市1町については、2月18日に「法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」に調印がされており、各市町では、4月に法定合併協議会を設置することについて、それぞれの議会に提案しております。可決されれば、4月以降は法定合併協議会で、正式に協議がされることとなります。

B 津久井地域との合併のメリット、デメリットについて

相模原市にとってのメリットがないのではないかと。

合併によって、豊かな自然を併せ持つことにより魅力あふれる都市づくりが可能になるとともに、スケールメリットを活かした行財政運営の効率化が図られると考えています。また、地域交流によりそれぞれの歴史や文化が融合し、新たな発展の可能性が広がります。

C 市長の姿勢・公約について

市長選挙では合併は争点ではなかったはず。

市長選挙においては、それぞれの候補者が合併についての考え方を示していたものと考えております。市長は、8つの重点目標と65の主要施策を示し、これらの中で津久井郡各町との合併について、述べております。

市長選挙の結果をもって合併賛成とはいえない。

市民の皆様への合併に関する考えについては、市長選挙の結果以外にも、昨年11月に実施したアンケート調査の結果やタウンミーティング、説明会などを実施し、市民の皆様からいただいた多くの意見の内容を総合的に判断していくものと考えております。

D 新市への期待について

将来を見越しての行政改革の一端として、1日も早い新市誕生を望む。将来にわたって相模原・津久井地域が発展していくためにも合併による事務事業の統合などスケールメリットを活かした行財政運営の効率化に努めてまいります。

G その他

現状でさえ広すぎて不便が多いのに、合併によって更に広域になり、サービスが低下するのではないかと。市域は小さい方がいい。

現在、合併の有無にかかわらず、市民が主体的に身近な地域で課題解決などを行う仕組みと、それに対応した行政の体制づくりである都市内分権の検討を進めております。